

(様式3)

	契約係用
○	業者渡し用

令和3年度

単価契約仕様書

名称 舗装補修

令和2年度単契リスト 220

特定随契の場合
その業者名

要求課 運輸課

担当者 水本 聡 (内線 5717) (外線 232-1776)

仕 様 書

舗装補修

本仕様書は、下記の舗装補修に適用する。

- 1 業務名
舗装補修
- 2 業務場所
各バスターミナル（別表のとおり）
- 3 業務内容
各バスターミナル及び付帯施設の路盤を細粒度アスコンと碎石で舗装補修を行う。
- 4 契約品名及び単位
 - (1) 舗装補修（細粒度アスコン）単位は t とする。
 - (2) 舗装補修（碎石 0～40 mm）単位は m³ とする。
- 5 業務内容及び範囲
 - (1) 舗装補修（細粒度アスコン）人力工舗装材含む
既設舗装面に乳剤を散布し、細粒度アスコンで補修し、振動ランマ・ローラー等で転圧する。
 - (2) 舗装補修（碎石 0～40 mm）人力工碎石含む
既設碎石路面の不陸を碎石 0～40 mm で補修及び敷均し、振動ランマ・ローラー等で転圧する。
 - (3) 作業にあたっては、騒音等を極力抑えること。
特に、深夜早朝については十分に注意すること。
 - (4) 補修箇所の作業終了後は、直ちに十分な清掃を行うこと。
 - (5) その他の作業方法については、委託者の指示による方法で行うこととし、事前に委託者と打合せを行い、各ターミナル施設等及び補修箇所について熟知しておくこと。
- 6 確認事項
業務完了の検査等については、完了届により委託者から確認を得ること。
また、作業前と作業後の写真を委託者に提出すること。
- 7 費用の負担
補修作業に必要な工具類及び消耗品については、すべて受託者が用意し負担

すること。

8 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

9 事故等の責任及び損害の賠償

受託者は、作業を遂行上、第三者に与えた損害は、一切受託者側の責任で解決すること。

また、受託者側の過失により委託者に損害を与えた場合は、委託者の定めるところによりその損害を賠償するものとする。

なお、万一事故等が発生した場合には、速やかに処理するとともに委託者に報告すること。

10 支払方法

1 業務（1回毎）の完了（検査合格後）をもって支払を行う。

11 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

(1) 受託者は、作業従事者へ本市の「環境方針」（別添）を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。

(2) 受託者は、本市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。

12 その他

本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議すること。

【別 表】

バス発着施設所在一覧

	施 設 名	所 在 地
1	麻生バスターミナル	札幌市北区北 39 条西 4 丁目
2	北 34 条バス発着場	札幌市北区北 33 条西 4 丁目
3	北 24 条バスターミナル	札幌市北区北 23 条西 4 丁目
4	真駒内バス発着場	札幌市南区真駒内 17 番地
5	発寒南駅バス発着場	札幌市西区西町北 8 丁目
6	琴似バスターミナル	札幌市西区琴似 1 条 4 丁目
7	二十四軒バス発着場	札幌市西区二十四軒 1 条 4 丁目
8	西 28 丁目バスターミナル	札幌市中央区北 4 条西 28 丁目
9	円山バスターミナル	札幌市中央区大通西 27 丁目
10	白石バスターミナル	札幌市白石区東札幌 2 条 6 丁目
11	南郷 7 丁目バスターミナル	札幌市白石区南郷通 7 丁目北
12	新道東バス発着場	札幌市東区北 34 条東 16 丁目
13	環状通東バスターミナル	札幌市東区北 15 条東 16 丁目

業務完了届

年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長

住所
受託者 商号又は名称
職・氏名 印

業務名 _____

上記業務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。

受付	年 月 日	完了を確認した職員 (氏名) 印
----	-------	---------------------

課長	係長	係

この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ、
年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 (役職・氏名)

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、市内で最大規模の事業者として、また、市民や事業者の先導役となるべく、環境マネジメントシステムを活用し、エネルギー使用量やエネルギー経費等の削減に継続して努めてきました。

一大消費都市である札幌市は、多くのエネルギーや生物資源を消費することから、地球環境への負荷を継続的に低減していくためには、すべての市民や事業者の皆様の理解とそれぞれのライフスタイルや事業活動の見直しなどの具体的な行動が必要です。

私は、積雪寒冷地である札幌の地域特性を踏まえた省エネ技術や再生可能エネルギーを積極的に活用し、環境マネジメントシステムの継続的改善を図ることにより、全庁一丸となって、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、市民、企業、行政の総力である「市民力」を結集し、低炭素型のまちづくりや、生物多様性の保全に取り組むことで、自然と共生する快適な都市「環境首都・札幌」、さらには、「魅力と活力にあふれた暮らしやすい街」さっぽろの実現を目指してまいります。

2 環境保全行動への基本方針

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、環境配慮の取組を推進し、特に以下の項目に重点的に取り組むことにより、環境への負荷を継続的に低減し、まちの魅力を向上させます。

- 1 省エネルギーの取組及び新エネルギーの導入を推進します。
- 2 廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化を推進します。
- 3 環境負荷の少ない製品やサービスの利用を推進します。
- 4 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 5 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。
- 6 生物多様性の保全に向けた取組を推進します。
- 7 環境保全の取組をすすめ、地域経済の発展につなげていきます。

この環境方針及び環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

平成27年9月1日

札幌市長 秋元 克広

舗装補修積算書

令和3年度

品名	形状・寸法	単位	予定数量	単価	金額
舗装補修	細粒度アスコン	t	60		
舗装補修	碎石0~40mm	m ³	6		
計					
10%相当額					
合計					